

定 款

一般社団法人小平御坊

一般社団法人小平御坊 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人小平御坊と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都小平市に置く。

(理念)

第3条 当法人は、仏教の教えをよりどころに、社員及び会員（フェロー）の心身の健康を促進し、世の中の平穏を願いつつ「心豊かに人生を生き抜く」人を育むことを目的とし、次条の事業を行う。

(目的)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 仏教の教えの学習及び研修
- (2) 講演会、懇親会、バザー等の各種イベントの企画、開催及び運営管理
- (3) 各種カウンセリング事業
- (4) 各種文化交流事業及び日本文化の理解深化事業
- (5) 各種カルチャースクールの開催
- (6) 法要儀式の催行及び補助業務
- (7) 終活及び供養に関する各種コンサルティング
- (8) 墓石の設置、改葬及び撤去に関する補助事業
- (9) 健康維持及び体力増強のための事業
- (10) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会において理事の3分の2以上の同意を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 総社員の同意があったとき。
- (4) 除名されたとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、やむを得ない場合を除き、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反する等の除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第10条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第11条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第13条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(会員)

第16条 当法人の目的に賛同し、当法人を物心で支援し事業に参加するものを会員（フェロー）とする。

2 会員（フェロー）は、役員及び社員に制約されることなく、法人の事業に参加することができる。

3 会員（フェロー）には、フェロー証（カード又は電子証）を発行する。

第4章 役員

(役員の設置)

第17条 当法人に、理事及び監事を置き、それぞれの員数は次のとおりとする。

理事 3名以上

監事 1名以上

2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。

(理事の資格)

第18条 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他の当該理事と次の各号に掲げる関係のある者である理事の合計数は、理事の総数のうち3分の1以下でなければならない。

(1) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

(2) 当該理事の使用人

(3) 前2号に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

(4) 前2号に掲げる者の配偶者

(5) 第1号から第3号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(解任)

第 21 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 22 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

2 理事及び監事の職務執行に対する交通費・実務費等の費用は、実費弁償する。

(責任の一部免除又は限定)

第 23 条 当法人は、理事又は監事の一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 当法人は、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る。）、監事との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 5 章 理事会

(構成)

第 24 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) その他一般法人法により定められた理事会の職務

(代表理事)

第 26 条 当法人に代表理事 1 名以上を置き、前条第 3 号の規定及び法令に基づき、理事会の決議によりこれを定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(招集)

第 27 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 30 条 当法人の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 3 1 日までの年 1 期とする。

第 7 章 基 金

(基金の拠出)

第 31 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の用途については理事会の決議による。

4 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

(残余財産の処分等)

第 32 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 8 章 附 則

(最初の事業年度)

第 33 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 5 年 8 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 34 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	遠山久敬、梶孝信、鎌田泰由、二上光弘
設立時代表理事	東京都小平市上水南町三丁目 9 番 5 号 遠山久敬 埼玉県所沢市大字下安松 559 番地の 15 梶孝信
設立時監事	水野良英

(設立時社員の氏名及び住所)

第 35 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	東京都小平市上水南町三丁目 9 番 5 号 遠山久敬
設立時社員	東京都小平市上水本町二丁目 1 番 35 号 村野寛く子

(主たる事務所の所在場所)

第 36 条 当法人の成立後の主たる事務所の所在場所は、次のとおりである。
東京都小平市上水本町二丁目 1 番 35 号

(法令の準拠)

第 37 条 本定款に定めのない事項は、別途法人細則で定める他、一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人小平御坊設立のため、 設立時社員の定款作成代理人である司法書士法人トリニティグループは、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

令和4年9月28日

設立時社員 遠山久敬

村野 暁く子

定款作成代理人 東京都港区新橋二丁目1番1号
山口ビルディング9階
司法書士法人トリニティグループ
社員 新倉由大